## パーソナルトレーニングジム HONEST 利用規約

本規約は、株式会社リオ・フィットネス(以下「当社」といいます。)が運営する「パーソナルトレーニングジム HONEST」(以下、「当店」といいます。)のご利用に際し、当店の利用を申し込み、当社が会員として承諾した方(以下「当店会員」といいます。)と当社の遵守すべき基本的な事項を定めるものです。本規約は、当社及び当店会員との間で会員契約を構成するものとし、両者は本規約に拘束されるものとします。ただし、本規約とは別に、当社及び当店会員との間で別途に契約等を締結した場合は、当該契約等に定めた事項が優先するものとします。

#### 第1条(当店の運営権)

当店の運営・管理(会員資格の得喪変更、回数券料金・諸費用の収受、会員規約の制定・ 改廃等の決定手続きを含む)は、当社が行います。

## 第2条(当店会員への加入資格)

当店に入会できる方は、以下の会員要件を満たし、本規約の内容を承諾するものとして利用の申込をし、当社が入会を承諾した方とします。

- ① 本規約その他当社又は当店が定める諸規則を遵守できること。
- ② 暴力団その他反社会的勢力(第8条に定めます)でないこと。
- ③ 医師等により運動を制限されていないこと。
- ④ 他利用者、当店の従業員等に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患していないこと。
- ⑤ 過去に、当店の利用料等の未払・滞納がないこと。
- ⑥ 過去に他スポーツクラブ等の利用に際して、入会・利用の制限を受けたことがないこと。
- ⑦ その他当社・当店が不適当と認める事由がないこと。

#### 第3条(入退会)

当店への入会を希望する方との契約は、入会を希望される方が回数券を購入することにより成立するものとします(以下、成立する契約を「会員契約」といいます。)。

- 3 回数券の有効期間は、購入日より1年間(家族割・法人割回数券は、購入日より3ヶ月間)とし、その期間が経過した後は無効となり、利用することができません。
- 4 回数券その他当店の利用に関して支払われたものについて、お客様のご都合で使用しないこととなった場合はご返金いたしません。
- 5 当店会員は、当店を利用できる資格を、譲渡・共有・貸与等することはできません。

## 第4条(利用方法)

- 1 当店会員が当店を利用しようとするときは、当店が定める方法により、利用時間等を予約した上で利用するものとします。
- 2 予約のキャンセルは、キャンセル期限(予約日の前日 23 時 59 分)までに、所定の方法によるキャンセル手続をするものとします。理由のいかんを問わず、キャンセル期限までに手続がなされなかった場合はキャンセルがなかったものとし、回数券の1回分が消費されるものとします。
- 3 予約に遅刻した場合であっても、予約した時間枠限りでの利用とします。また、この場合でも、回数券は当該予約枠に対応する回数分のチケットが消費されるものとします。

### 第5条(禁止行為)

当店の利用に際して、以下の行為を禁ずるものとします。これに違反した場合は、当社は 当店会員との会員契約を催告なく解除できるものとします。この場合、購入された回数券 については無効になるものとし、当店への入店はできないものとします。また、解除した 場合には、当店会員が支払われた回数券その他の金員について返金はできず、新たに回数 券を購入することはできません。

- ① 当店従業員に対する、営業目的での働きかけをすること。
- ② 当店の他利用者に対し、無用の声がけをするなど迷惑と感じる行為をすること。
- ③ 伝染・感染するおそれがある疾病に罹患している状態で利用すること。
- ④ 当店の建物・トレーニング機器・什器・備品等を破壊・毀損・汚損すること。

- ⑤ 入会に際して、虚偽の申告をし、又は重大な事実を告げずに当店と会員となったこと。
- ⑥ 第2条に定める入会要件に違反していることが判明したこと。
- ⑦ 当社・当店の信用等を毀損する行為を行うこと。
- ⑧ その他、当店会員として当店を利用させることが不適当と当社が判断した場合。

## 第6条(損害賠償)

- 1 当店の施設利用に際して、当店会員に生じた人的・物的事故について当店は一切の責任を負いかねます。ただし、事故または損害を与えた原因が、当店の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。
- 2 当店会員の故意又は過失により、当店・他利用者に損害を与えた場合は、当該当店会員は、その損害を賠償する責任を負うものとします。

# 第7条(休業)

当店は、次の事由により当店の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

- ① 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当店の業務遂行に支障があるとき。
- ② 施設の改造または補修工事実施のとき。
- ③ 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- ④ 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- ⑤ その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

#### 第8条(反社会的勢力の排除)

当店会員は、自己又は自己の代理人若しくは請負人が、次の各号のいずれにも該当しない ことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、「反社会的勢力」といいます。)
- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。

- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自己又は第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的 勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力と 関与していると認められる関係を有すること。
- (6) 自己の役員、経営に実質的に関与している者、従業員、又はその他の関係者(会員と資本関係がある法人の関係者を含むが、これに限らない。)が反社会的勢力と関係を有すること
- 2 当店会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1)暴力的な要求行為
- (2) 合理的範囲を超える不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の 業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当店会員は、当社が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければなりません。
- 4 当店会員が第1項乃至第2項の表明及び確約に反した場合、当社は会員契約を直ちに解除することができるものとし、当社に損害が発生した場合には、違反した当店会員は、当該損害を賠償するものとします。
- 5 前項に定める事由により契約が解除となった場合、当社は違反した当店会員の被った 損害に対し何ら責任を負わないものとし、違反した当店会員は、事由名目の如何を問わず、 当社に対し金銭その他の請求をすることはできないものとします。解除された場合の取扱い は、第5条の規定に準ずるものとします。

第9条 (一般事項)

- 1 会員契約に関する紛争については、その訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 2 会員契約は日本法を準拠法とします。
- 3 会員に対する各種の通知(各種お知らせの他、会員契約に関する催告、解除の意思表示を含む各種通知をいいます。)については、郵送による書面の送付のほか、入会時に登録されたメールアドレス、電話番号に対する SMS 等により行うことができるものとします。

## 第10条 (規約の改定)

- 1 当社が行う告知は、当社ホームページ又は当店内への掲示により行うものとします。
- 2 当社は、本規約の趣旨に抵触しない範囲で、当店の運営に必要な諸事項について、各種規則・ルール等を定めることができるものとし、当店会員はこれに従うものとします。
- 3 当社が本規約を改定する場合は、当社ホームページ又は当店内への掲示その他当社が適 当と判断する方法により、当店会員に周知するものとします。この場合、当社は、効力発生 時期を定め、相当の告知期間を設けて周知するものとします。周知期間が経過した時点で、 改定した本規約は、会員契約の内容を構成するものとして、当店会員に適用され効力を生じ るものとします。